

**(21) 教員選考委員会****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

教員選考委員会は、教員の採用及び昇任に係る選考並びに大学院担当教員の認定に係る審査を適正かつ円滑に行うことを目的として、教育研究評議会での教員選考発議の承認後、教員の選考ごとに教授会に設置される。

**イ 組織の構成及び構成員等**

教員選考委員会は、副学長 1 人、教育研究評議会評議員 2 人、当該学系の教授 2 人及び当該学系以外の教授 2 人の計 7 人となっている。

なお、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合大学院」という。）の主指導教員資格者に係る修士課程担当教員の認定に係る審査及び連合大学院の指導教員有資格者に係る准教授昇任の教員選考においては、担当分野等確認審査会を教員選考委員会とみなし審査を行うこととしている。

また、既に大学院担当教員の認定を受けた教員の他コース等に係る大学院担当教員の認定に係る審査においては、大学院担当教員審査会を教員選考委員会とみなし審査を行うこととしている。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

令和 4 年度においては、14 件の人事案件の選考等を行うため教員選考委員会がそれぞれ設置された。また、令和 5 年度における採用人事案件に向け、3 件の教員選考委員会が設置された。

**イ 審議された主な事項**

令和 4 年度においては、教員選考委員会で昇任 14 件の人事案件の選考等が行われた。

また、そのうち 3 件の教員選考委員会では令和 3 年度以前の大学院修士課程における主指導教員資格の認定に係る審査を合わせて行った。

**ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等**

教員の採用、昇任及び大学院担当教員の認定に係る選考・審査について、慎重に審議を行った。

**③ 優れた点及び今後の検討課題等**

- ・ 学校教育法には、それぞれの職位に対応した専攻分野に関する「知識、能力及び実績」について規定されており、大学設置基準にはそれぞれの職位の資格が規定されている。また、大学院設置基準においては、担当する専門分野に関し高度な教育研究上の指導能力があることを要件としており、これらを踏まえて、本学では教員の選考基準を定めている。

選考基準の透明性・信頼性を高めるため、教育実践高度化専攻の共通フォーマット（規定すべき事項や共通の基準を含む）を作成した上で、各コース等の特性を考慮した教員選考基準を令和 3 年度に策定し、学内に公表した。

令和 4 年度はこの教員選考基準を教員選考委員会及び教授会における選考の指標として用いた。